

枚方市路上喫煙の制限に関する条例

平成 20 年 9 月 19 日

枚方市条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、路上喫煙の制限について、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 路上喫煙 道路、公園、広場、河川等の公共の場所において、たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。

(2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

(3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の制限について必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、路上喫煙の制限について、市民等及び事業者の自主的な活動が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、路上喫煙によって他人に迷惑をかけないように、その従業員の啓発及び教育に努めなければならない。

2 たばこの販売を行う事業者は、路上喫煙によって他人に迷惑をかけないように、その消費者を啓発しなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、前条第 1 項の規定により市が実施する施策（以下「市の施策」という。）に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第 5 条 市民等は、路上喫煙によって他人に迷惑をかけないように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民等は、市の施策に協力しなければならない。

(歩行喫煙の禁止)

第 6 条 何人も、歩行し、又は自転車(自動二輪車及び原動機付自転車を含む。)により移動しながら路上喫煙をしてはならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第 7 条 市長は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙を禁止することが必要であると認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、その区域を公示するものとする。

3 前項の規定は、第 1 項の規定による指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第 8 条 何人も、路上喫煙禁止区域内において、路上喫煙をしてはならない。

(指導等)

第 9 条 市長は、第 6 条又は前条の規定に違反していると認める者に対し、指導その他必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則[平成 20 年 9 月 19 日公布]

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。